○宅地造成及び特定盛土等規制法

(昭和三十六年十一月七日) (法律第百九十一号) 第三十九回臨時国会 第二次池田内閣

宅地造成等規制法をここに公布する。

宅地造成及び特定盛土等規制法

(令四法五五・改称)

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 基本方針及び基礎調査 (第三条―第九条)

第三章 宅地造成等工事規制区域(第十条)

第四章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制(第十一条 第二十五条)

第五章 特定盛土等規制区域(第二十六条)

第六章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の規制 (第二十七条—第四十四条)

第七章 造成宅地防災区域(第四十五条)

第九章 雜則 (第四十九条—第五十四条)

第十章 罰則(第五十五条—第六十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(平一八法三○・令四法五五・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一宅地 農地、採草放牧地及び森林(以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項に 害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域 (これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項に おいて「市街地等区域」という。)であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う 必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、 関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれが大きいため第 一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができ る。
- 6 第一項の指定は、第四項の公示によってその効力を生ずる。

(令四法五五・追加)

第四章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制 (平一八法三〇・改称、令四法五五・旧第三章繰下・改称)

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定める ところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会 の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなけ ればならない。

(令四法五五・追加)

(宅地造成等に関する工事の許可)

- 第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、 工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可 を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められ るものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

- 一当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
- 二工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
- 三工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
- 四当該宅地造成等に関する工事(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第 一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るため の事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内 の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及 び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、 工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令 で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(昭三九法一六○・昭四三法一○一・平一一法一六○・平一八法三○・一部改正、令四法五五・旧第八条繰下・一部改正)

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

- 第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(前条第一項 ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。)は、政令(その政令で 都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、 擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に 委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を 有する者の設計によらなければならない。

(平一八法三〇・一部改正、令四法五五・旧第九条繰下・一部改正)

(許可証の交付又は不許可の通知)

- 第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又 は不許可の処分をしなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。
- 3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができ

ない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(平五法八九・平一八法三○・一部改正、令四法五五・旧第十条繰下・一部改正)

(許可の特例)

- 第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行 う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立すること をもつて第十二条第一項の許可があつたものとみなす。
- 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は 第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十 二条第一項の許可を受けたものとみなす。

(平六法四九・平一一法八七・平一八法三〇・平二六法四二・一部改正、令四法五五・旧第十一条繰下・一部改正)

(変更の許可等)

- 第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の 許可について準用する。
- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(平一八法三○・追加、令四法五五・旧第十二条繰下・一部改正)

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、

- 2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等 に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項 の規定による届出とみなす。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(令四法五五・追加)

(住民への周知)

第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(令四法五五・追加)

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

- 第三十条 特定盛士等規制区域内において行われる特定盛士等又は土石の堆積(大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。)に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛士等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
 - 一当該申請に係る特定盛士等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するも のであること。
 - 二工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。
 - 三工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。
 - 四当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。)をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とす

る権利を有する者の全ての同意を得ていること。

- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、 工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地 その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事については、第二十七条第一項の規定に よる届出をすることを要しない。

(令四法五五・追加)

(特定盛士等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

- 第三十一条 特定盛士等規制区域内において行われる特定盛士等又は土石の堆積に関する工事 (前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛士等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な 措置が講ぜられたものでなければならない。
- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に 委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を 有する者の設計によらなければならない。

(令四法五五・追加)

(条例で定める特定盛士等又は土石の堆積の規模)

第三十二条 都道府県は、第三十条第一項の許可について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う 災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等 又は土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とすることができる。

(令四法五五・追加)

(許可証の交付又は不許可の通知)

- 第三十三条 都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可 又は不許可の処分をしなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、 同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。
- 3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、 することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(令四法五五・追加)

(許可の特例)

- 第三十四条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が 成立することをもつて第三十条第一項の許可があつたものとみなす。
- 2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指 定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関 する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。

(令四法五五・追加)

(変更の許可等)

- 第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積 に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府 県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとす るときは、この限りでない。
- 2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、 第一項の許可について準用する。
- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容と みなす。
- 5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、 当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(令四法五五・追加)

(完了検査等)

第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可 に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、 その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査 を申請しなければならない。